

第12条 輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊤」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。